平成２６年（フ）第１２２号
沖縄県那覇市壺川３丁目２番地４　壺川市営住宅３―1009
債務者　金城　初美
1　決定年月日時　平成26年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月５日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２６年（フ）第９８号
山梨県甲府市羽黒町1365番地
債務者　穂坂　勝晴
1　決定年月日時　平成26年６月６日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月６日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１７７号
岐阜市中鵜５丁目40番地
債務者　岩根　澄雄
1　決定年月日時　平成26年６月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月７日まで
岐阜地方裁判所

平成２６年（フ）第１０号
奈良県吉野郡大淀町大字下渕2621番地
債務者　川田　栄子
1　決定年月日時　平成26年６月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月７日まで
奈良地方裁判所五條支部

平成２６年（フ）第１０５号
徳島県阿波市阿波町東川原155番地１　東川原団地323号
債務者　祖父江　学
1　決定年月日時　平成26年６月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月７日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１１９号
徳島県徳島市八万町内浜41番地の９
債務者　藤見　隆
1　決定年月日時　平成26年６月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月７日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１２０号
徳島県徳島市下助任町２丁目46番地の13　榎本方、旧住所徳島県徳島市八万町橋本374番地の６
債務者　藤見美智子
1　決定年月日時　平成26年６月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月７日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第３１号
宮城県柴田郡村田町大字村田字町93番地
債務者　大沼　晃
1　決定年月日時　平成26年６月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月８日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２６年（フ）第２９号
宮城県大崎市古川西荒井字東田319番地３　ドウエル狩野102号、従前の住所宮城県大崎市鹿島台平渡字東銭神70番地３
債務者　齋藤　伸
1　決定年月日時　平成26年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月８日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２６年（フ）第５２９号
名古屋市港区野跡３丁目３番１―204号　梅ノ木荘
債務者　竹下　廣美
1　決定年月日時　平成26年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第７８２号
名古屋市南区元柴田東町３丁目８番地の５
債務者　石村　真紀
1　決定年月日時　平成26年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第７６号
三重県鈴鹿市一ノ宮町36番地の３
債務者　一色　和也
1　決定年月日時　平成26年６月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月８日まで
津地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第５６号
三重県伊賀市上野忍町2497番地の３、前住所三重県伊賀市陽光台2013番地３
債務者　二階堂ビクトルこと　ＮＩＫＡＩＤＯ　ＦＵＫＵＹＡＭＡ　ＶＩＣＴＯＲ　ＡＮＤＲＥＳ
1　決定年月日時　平成26年６月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月８日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２６年（フ）第４０号
滋賀県東近江市妙法寺町674番地10メゾンドＨＩＲＯ101号室、前住所滋賀県栗東市出庭1733番地３　156号
債務者　村中　尚昭
1　決定年月日時　平成26年６月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月８日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２６年（フ）第５５号
滋賀県彦根市佐和町５番36号、前住所滋賀県愛知郡愛荘町長野2248番地60
債務者　土本　忠
1　決定年月日時　平成26年６月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月８日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２６年（フ）第７４号
滋賀県愛知郡愛荘町島川1385番地４
債務者　鈴木ユミこと　ＩＳＨＩＤＡ　ＳＵＺＵＫＩ　ＹＵＭＩ
1　決定年月日時　平成26年６月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月８日まで
大津地方裁判所彦根支部